

苫小牧市障がい者就労支援事業業務
提案仕様書

令和7年5月
苫小牧市

1 委託業務名

苫小牧市障がい者就労支援事業業務

2 業務目的

障がいのある方の雇用（以下、「障がい者雇用」という。）の機会を確保し、職場定着率を高めるために、企業における障がい者雇用への不安解消や理解促進を進める。また、職場体験実習や障がい者雇用を進める企業開拓等を行い、障がい者を雇用する企業の面的拡大、障がい者雇用の充実を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 提案限度額

4,080,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）

5 対象者

苫小牧市民及び市内に事業所を有する事業者。ただし、セミナーの対象は、事業者のほか各種団体等も対象とするが、事前に苫小牧市と協議すること。また、対象となる障がい者とは、手帳の有無に拘らず障がいのある方全般とする。

6 業務内容

次の業務により、障がい者の就労促進を図る。

(1) 障がい者雇用の啓発活動について

- ・企業に向けて障がい者雇用を実施する際に活用できる制度や講座等の周知を図る。

(2) 職場体験などの提供について

- ・障がい者に職場体験や職場見学の機会を提供してくれる企業を開拓し、実際に体験等ができる企画を実施する。なお、障がい特性や個々のニーズに寄り添った体験等の場を確保するため、多種多様な業種の企業の開拓に努めること。

(3) 障がい者雇用を行っている企業の周知活動について

- ・障がい者雇用を行っている企業の仕事内容及び職場環境を知る機会を提供し、障がい者雇用の創出を図る。

(4) 障がい者の保護者会や養護学校等への周知活動について

- ・障がい者雇用及び就労支援サービスについての情報発信・啓蒙活動を展開し、障がい者就労の理解促進を図る。

7 事業目標

本事業を実施することによる成果を定量的に測定するため、下記項目について評価するとともに、指定する項目以外に、本事業の効果を測るための評価項目を1項目以上設定すること。

【評価項目】 職場体験等の参加者数

8 業務計画書及び実施報告書等の提出

受託者は、以下の書類を苫小牧市に提出するものとする。

- (1) 契約締結後、仕様書等に基づき、業務計画書を作成し、速やかに提出すること。
- (2) 苫小牧市の指示に基づき、業務の例月報告をするとともに、業務終了時には速やかに実績報告書等を作成し、書面及びデータで提出すること。

ア 例月報告

例月活動報告書及び例月実績報告書、進捗状況について毎月10日までに前月分を報告すること（ただし、12月分については、1月15日までに報告すること）。

イ 業務実績報告書

本業務完了後、事業実績やアンケート等を分析し、報告書にまとめて市に提出すること。なお、報告書はグラフデータや写真等を活用するなど、わかりやすいものとし、評価項目のほか、就職者（内定者、一般就労への移行者、転職者等含む）数等、事業実施に対する結果を盛り込むとともに、次年度以降の事業展開についても提案すること。また、報告書や添付図表等の電子データを電子記憶媒体に記録して納品するものとする。

9 その他の特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部を外部委託する時は、提案書に記載し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、労働者派遣法等のその他の関係法令を遵守すること。

(4) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については市に帰属するものとし、市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた受託者

に対しては、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと市が認める場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

(6) 保険等への加入

業務の実施にあたり、適宜必要な損害保険等への加入を行うこと。

(7) 本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、決定するものとする。

10 不測の事態への対応

自然災害の影響等により、委託した業務が予定の期間内に完了しない場合や業務の遂行が困難となった場合など、不測の事態が生じた際には、仕様を変更し契約等を行う場合があるため留意すること。